



スマートフォンソフトウェア 競争促進法の概要と 期待される効果

曾田 竜市 Soda Ryuichi

公正取引委員会事務総局 経済取引局総務課 デジタル市場企画調査室
室長補佐

はじめに^{*1}

2024年6月12日、「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律」(令和6年法律第58号)(スマホソフトウェア競争促進法。以下、新法)が成立し、同月19日に公布されました。

スマートフォンが急速に普及し、国民生活や経済活動の基盤となる中で、スマートフォンの利用に特に必要な基本動作ソフトウェア(OS)、アプリストア、ブラウザ、検索エンジン(以下、これらを総称して「特定ソフトウェア」)に係る市場は、特定少数の有力な事業者による寡占状態であり、当該事業者の競争制限的な行為によって、様々な競争上の問題が生じています。これらの市場は、いわゆる間接ネットワーク効果のほか、規模の経済が強く働くことなどにより、新規参入等の市場機能による競争の回復が期待できず、また、独占禁止法による個別事案に即した対応では立証活動に著しく長い時間を要するといった課題があります。

このような課題を踏まえ制定された新法では、特定ソフトウェアを提供する事業者のうち、一定規模以上の事業を行う者を指定し、指定された事業者(指定事業者)に対して禁止行為や講ずべき措置(遵守事項)を定めるとともに、それらに違反する行為に対する公正取引委員会(公取委)による措置等について定めています。

同様の動きは、諸外国においてもみられ、例えばEUにおいて、2024年3月から施行されているデジタル市場法(Digital Markets Act)は新

法の立案の参考とされましたが、コアプラットフォームサービスを提供する一定規模以上の事業者に対して、事前規制を行う点で新法と共通しています。

法律の概要

(1)特定ソフトウェア事業者の指定

新法は、特定ソフトウェアの提供等を行う事業者のうち市場で強い地位を有する者が一定の行為を行うと典型的に独占禁止法に違反することとなる点に着目して規制を行うものです。そのため、特定ソフトウェアの提供等を行う事業者のうち、その事業の規模が他の事業者の事業活動を排除し、又は支配し得るものとして政令で定める規模以上である事業者を、新法の規制を受ける者として、公取委が指定することとされており、当該規模は、政令^{*2}において、特定ソフトウェアの種類ごとに、国内向けに提供されている当該特定ソフトウェアの年度における各月の利用者の数を平均した数が4000万人と定められています。

(2)禁止行為(5条～9条)、遵守事項(10条～13条)

新法では、指定事業者に対し、独占禁止法に典型的に違反する9つの行為を禁止行為として定めるとともに、公正かつ自由な競争を確保するために必要な一定の措置を講ずべきことを義務付けています。以下では、ユーザーに関係する主な規律を紹介します(規律の全体像については、**図表1**参照)。

<禁止行為>

○他のアプリストアの提供妨害の禁止

^{*1} 本稿の意見に係る部分は、筆者個人の見解であり、所属する組織としての見解を示すものではない

^{*2} スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第三条第一項の事業の規模を定める政令(令和6年政令第376号)



OSに係る指定事業者が、アプリストアを指定事業者等が提供するものに限定することが禁止されます。また、他の事業者によるアプリストアの提供や、スマートフォンのユーザーによる他の事業者のアプリストアの利用を妨げることも禁止されます。

ただし、セキュリティの確保等の目的^{*3}のために必要な行為であって、他の行為によってその目的を達成することが困難であるものについては、違反となりません(正当化事由)。

○モバイルOSの機能の利用妨害の禁止

OSに係る指定事業者が、スマートフォンの動作に係る機能(OS機能)であって、当該指定事業者等がアプリの提供に利用するものについて、同等の性能で他の事業者がアプリの提供に利用することを妨げることが禁止されます(正当化事由あり)。

○他の課金システムの利用妨害の禁止

アプリストアに係る指定事業者が、アプリ事業者が、指定事業者等以外の事業者が提供する課金システムを利用すること等を妨げることが禁止されます(正当化事由あり)。

○アプリ外課金等の提供妨害の禁止

アプリストアに係る指定事業者が、アプリ外課金の情報をアプリ作動時に表示しないことをアプリストアの利用条件とするなど、アプリ外のウェブページ等での取引を妨げることが禁止されます(正当化事由あり)。

○検索結果の表示における自社優遇の禁止

検索エンジンに係る指定事業者が、検索結果を表示する際に、自社等が提供する商品又はサービスについて、正当な理由なく競争関係にある商品又はサービスよりも優先的な取扱いをすることが禁止されます。

<遵守事項>

○取得データの利用者に対する移転に係る措置

OS、アプリストア又はブラウザに係る指定事業者は、ユーザーの求めに応じて、取得したデータを円滑に移転するために必要な措置を講じる必要があります。

○デフォルト設定の変更、選択画面の表示に係る措置

OS又はブラウザに係る指定事業者は、ユーザーが簡易な操作によりデフォルト設定を変更できるようにするために必要な措置や、デフォルト設定の選択肢が表示されるようにすることなどのユーザーの選択に資する措置を講じる必要があります。

○追加インストールの同意、アンインストールに係る措置

OSに係る指定事業者は、当該指定事業者等が提供するアプリについて、追加インストールする際にユーザーの同意を得るために必要な措置や、ユーザーが簡易な操作で消去(アンインストール)等できるようにするために必要な措置を講じる必要があります。

(3)規制の実効性担保のための仕組み

これらの規制の実効性を担保するため、新法では独占禁止法と同様の強力な調査権限を設けており、公取委は、規制に違反する行為について、必要な調査をするため、指定事業者に対して報告を命じることなどができます。

指定事業者が禁止行為に違反した場合は、公取委は、違反行為を排除するために必要な措置を命ずる排除措置命令を行うことができ、指定事業者が一定の禁止行為をしたときは、違反行為に係る商品又はサービスの売上額に20%(違反行為を繰り返した場合は30%)を乗じた額の相当額の納付を命じる課徴金納付命令を行うこととされています。

指定事業者が遵守事項に係る規定に違反した場合は、公取委は、必要な措置を講ずべきことなどを勧告することができ、正当な理由なく勧告に係る措置が講じられなかったときは、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命令することができます。

また、技術進歩や市場構造の変化が早いスマートフォンの分野において新法を実効的に運用するためには、指定事業者やアプリ事業者等のステークホルダーとの継続的なコミュニケー

^{*3} セキュリティの確保、プライバシーの保護、青少年の保護その他政令で定める目的



ションが重要です。

新法では、公取委が、指定事業者における規律の遵守状況やセキュリティ等の確保のために講じられた措置等について、その把握や評価を円滑に行うことができるよう、指定事業者に対して、各規制の遵守のために講じた措置の詳細等について説明するための報告書を、毎年度、公取委に提出することを義務付けており、公取委は、事業者の秘密を除いて、指定事業者が提出した報告書を公表することとされています。これにより、指定事業者の各規制への対応方針や対応状況が、外部から検証できるようになることが期待されます。また、アプリ事業者等は、指定事業者の違反行為があると思料されるときは、公取委に報告し、措置を求めることができることとされており、この報告を躊躇^{ちゅうちよ}することのないよう、指定事業者が、公取委に報告を行ったこと

を理由として、アプリ事業者等を不利益に扱うことを禁止しています。

期待される効果

(1)市場への効果

新法によってスマートフォンの特定ソフトウェアに係る公正かつ自由な競争環境が整備されることにより、多様な事業者の市場参入が促進され、市場の活性化、イノベーションの促進が期待されます。

具体的には、アプリストア間の競争がないため高止まりしているといわれているアプリ内課金の手数料が、競争が促進されることにより下がり、結果としてアプリ事業者によるイノベーションに向けた投資や、より低廉な価格での商品・サービスの提供が可能となることや、OS機能の開放により、アプリ事業者による新たな商品・サービスの創出など

が期待されます。

(2)ユーザーへの効果

現状、日々スマートフォンを利用するに当たり、不便や不満を感じることは多くないかもしれませんが、デフォルト設定されているアプリをそのまま使い、他の同種のアプリがあることに気づいていないユーザーも多いかもしれません。しかし、実際は特定少数の特定ソフトウェア事業者の競争制限的な行為により、新規参入が阻害されたり、ユーザーによるサービス切替えが困難にされたりなど、気づかないうちに選択肢が奪われている可能性があります。

図表1 スマホソフトウェア競争促進法の規制の全体像

※筆者作成

指定事業者に対する規制		正当化事由	規制の実効的な運用のための手続						
			行政処分		罰則		私訴等		
			是正措置	課徴金納付命令	命令違反	確定命令違反	差止請求	無過失損害賠償請求	緊急停止命令
禁止事項	取得したデータの不当な使用の禁止（5条）	—	排除措置 命令 ※確約手続あり	—	過料 50万円	[個人] 拘禁刑2年 罰金300万 [法人] 罰金3億 [代表者] 罰金300万	○	○	○
	アプリ事業者に対する不公正な取扱いの禁止（6条）	—		—					
	他のアプリストアの提供妨害の禁止（7条1号）	○		20%					
	モバイルOSの機能の利用妨害の禁止（7条2号）	○							
	他の課金システムの利用妨害の禁止（8条1号）	○							
	アプリ外課金等の提供妨害の禁止（8条2号）	○							
	他のブラウザエンジンの利用妨害の禁止（8条3号）	○		—					
	自社のソーシャルログインの利用強制の禁止（8条4号）	—		—					
	検索結果の表示における自社優遇の禁止（9条）	—		—					
遵守事項	取得データの使用条件等の開示に係る措置（10条）	—	勧告 ↓ 命令	—	[個人] 罰金100万 [法人] 罰金100万	—	—	—	—
	取得データの利用者に対する移転に係る措置（11条）	—							
	デフォルト設定の変更、選択画面の表示に係る措置（12条1号ロ・2号）	—							
	追加インストールの同意、アンインストールに係る措置（12条1号ハ）	—							
	仕様変更等の開示、期間の確保等に係る措置（13条）	—							
その他	公正取引委員会への報告を理由とした不利益取扱いの禁止（15条2項）	—							



新法により競争環境が整備され、イノベーションの活性化が図られることにより、スマートフォンのユーザーにとって、「選択肢の確保」や「良質で低廉なサービスの享受」といったメリットが期待されます(図表2参照)。

具体的には、

- ・ アプリストアの新規参入が促進されることで、セキュリティ特化や子ども向け等個々のニーズに合ったアプリストアが開発される
- ・ デフォルト設定の変更が容易になる
- ・ 支払手段の多様化により割引などきめ細やかなサービスの享受が可能になる

などの効果が期待されます。

他方で、スマートフォンは現代の日常生活に密着しており、サードパーティのアプリストアやアプリディベロッパーが新規参入することで、ユーザーの安全性等が損なわれる懸念があります。そこで、前述のように、新法では、指定事業者がアプリストアの開放やOS機能の開放を行うに当たり、セキュリティ、プライバシー、青少年保護等を確保するために必要な措置を講ず

ることができることとしており、これにより、ユーザーの安全性、利便性を確保しつつ、競争を通じてイノベーションの活性化を図ることで、ユーザー利益の向上に寄与することができる仕組みとなっています。

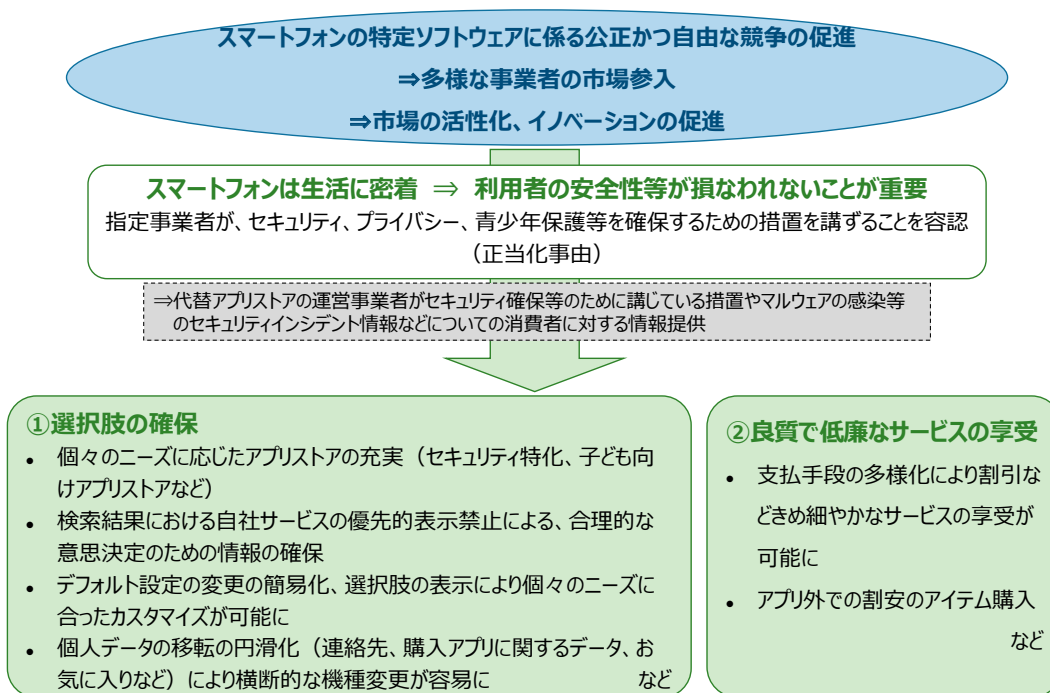
スマートフォンのユーザーの中には、デジタルリテラシーやデジタル分野への関心が高い人もいれば、最低限利用できればよいと考えている人もいます。新法は、ユーザーが従来のアプリストアや決済手段を使用することを妨げるものでありませんが、スマートフォンに係る市場の公正かつ自由な競争環境が整備され、イノベーションが促進されることで、ユーザーとしては多様な選択肢の中から商品・サービスを選択することができるようになり、市場のステークホルダーとして、より主体的に関与することができるようになると考えられます。

施行スケジュール

新法は、規制の対象となる事業者の指定に係る部分が、2024年12月19日に先行施行されました。

※筆者作成

図表2 スマートフォンユーザーへもたらされることが期待される効果



指定事業者に義務がかかる全面施行(2025年12月の予定^{*4})に向け、2024年9月から、法律を所管する公取委において有識者検討会^{*5}が開催され、関係省庁と連携しながら、禁止行為や遵守事項の具体的な内容等を定める政令、規則、ガイドライン策定のための検討が行われています。

^{*4} 公布日(2024年6月19日)から1年6月以内で政令で定める日

^{*5} 公正取引委員会「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する検討会」
<https://www.jftc.go.jp/soshiki/kyotsukoukai/kenkyukai/smlaw/>